看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・7月報告)

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既届出	項目名	届出年月日		新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日			
		夜間看護加算/看護補助体制充実加算 (療養病棟入院基本料の注12)	年	月	日			看護補助加算 1 ・ 2 ・ 3 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日
		看護補助加算/看護補助体制充実加算 (障害者施設等入院基本料の注9)	年	月	日			夜間75対1看護補助加算	年	月	日
		夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注10)	年	月	日			夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年	月	日
		急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年	月	日
		夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			看護補助者配置加算/看護補助体 制充実加算 (地域包括ケア病棟入院料の注4)	年	月	日
		夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注7)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1・2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			有護職員夜間配直加昇 (精神科救急急性期医療入院料の 注5)	年	月	日
		看護職員夜間16対1配置加算 1・2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年	月	日

年	適合する場合「✓」を記入すること。) 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する。	る体制	の状況						
	職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	O 1114							
ア	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責	任者	氏名:	職種:					
イ	看護職員の勤務状況の把握等								
	(ア) 勤務時間		平均週時間	(うち、時間外労働 時間)					
	(イ) 2交代の夜勤に係る配慮		□ 勤務後の暦日の休日の確保						
		□ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保							
			□ 16時間未満となる夜勤時間の設定						
			□ その他						
			(具体的に:)						
	(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	□ 夜勤後の暦日の休日の確保							
			□ その他						
			(具体的に:)					
ウ	多職種からなる役割分担推進のための委員会又は	会議	開催頻度:	 王					
			参加人数:平均 <u>人/回</u>						
			参加職種()					
エ	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計	画	□ 計画策定						
			□ 職員に対する計画の周	知					
オ	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取	組事項	□ 医療機関内に掲示する	等の方法で公開					
	の公開		(具体的な公開方法:)					
手護	護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容								
ア	業務量の調整		時間外労働が発生しないような業務量	の調整					
イ	看護職員と他職種との業務分担		薬剤師 口 リハビリ職種(理	学療法士、作業療法士、言語聴覚士					
			臨床検査技師 □ 臨床工学技士						
			その他(職種)						
	看護補助者の配置		主として事務的業務を行う看護補助者	の配置					
ゥ		_	手禁せはせる大明可要						
ウ			看護補助者の夜間配置						
	短時間正規雇用の看護職員の活用		看護補助石の夜间配直 短時間正規雇用の看護職員の活用						
I	短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入								
エオ			短時間正規雇用の看護職員の活用	『 の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入	膏の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入 院内保育所 ロ 夜間保育	膏の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入 院内保育所 ロ 夜間保育 夜勤の減免制度	膏の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入 院内保育所 ロ 夜間保育 夜勤の減免制度 休日勤務の制限制度	₹の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入 院内保育所 ロ 夜間保育 夜勤の減免制度 休日勤務の制限制度 半日・時間単位休暇制度	₹の実施					
エオカ	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		短時間正規雇用の看護職員の活用 多様な勤務形態の導入 院内保育所 ロ 夜間保育 夜勤の減免制度 休日勤務の制限制度 半日・時間単位休暇制度 所定労働時間の短縮	₹の実施					

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等								
には、適合する場合「✓」を記入すること。)								
① 交代制勤務の種別(□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)								
② 夜	間における看護業務の負担軽減に資する業	特官理 1)夜間看護 体制加算 (障害者施設 等入院基本料 の注10)	2)急性期看 護補助体制 加算 (夜間看護体 制加算)	3)看護職員 夜間配置加 算 (12対1配置1・ 16対1配置1)	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員 夜間配置加急 (精神科教急急 性期医療入院 料の注5/精神科教急・合併 神科入院料の注 5)	6) 1)から 5)のいずれ かの加算を算 定する病棟以 外	
ア 11	時間以上の勤務間隔の確保							
イ 正 交代の	循環の交代周期の確保(3交代又は変則3 Dみ)							
ウ夜	勤の連続回数が2連続(2回)まで							
工暦	日の休日の確保							
才 早	出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫							
	間を含めた各部署の業務量の把握・調整す テムの構築							
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	
	(イ)部署間における業務標準化	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	
キ 看 世話	護補助業務のうち5割以上が療養生活上の							
ク看	護補助者の夜間配置							
	ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5 割以上							
コ 夜	コ 夜間院内保育所の設置							
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減								
	該当項目数		()	()	()	()		
(参考)満たす必要がある項目数		4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上		

[記載上の注意]

- 1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。 2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「ノ」を記入すること。
- 3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場 合、□に「✓」を記入すること。
- 4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注5又は精神科救急・合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽 減に資する業務管理」の項目のうち□に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
- ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類 ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出 等の勤務体制の活用実績が分かる書類
- ・力については、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
- ・ク及びケについては、様式9
- 行っていることが分かる書類
- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注5又は精神科救急・合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、 変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□ に「✓」を記入すること。
- 7 各加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)~5)を届け出る場合を除く。 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。